

工事仕様書

1. 工 事 名 山田大橋団地100・200・300棟浄化槽改修工事

2. 工 事 場 所 嘉麻市上山田453番地1

3. 工 事 概 要 浄化槽改修、配管改修工事、他（別紙設計書による）
当該工事は、補助事業に伴う工事であり、会計検査受験対象である。会計検査受験の際は立会を求める。また、工事管理、写真管理については、棟別、工種別に行うこと。

4. 工 期 契約締結日 から 令和8年3月17日 まで

5. 工 事 写 真

「**営繕工事写真撮影要領**（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」の別添撮影対象表を参考に、工事の内容及び監督員の指示において、必要と思われる内容等を適宜撮影すると共に、第三者に対し、的確でわかりやすい写真を撮るよう心がけること。

- ① 写真撮影による工程管理を行うこと。
- ② 着工前・完了写真は、見開きでの左右対応とし、可能な限り同じ場所、角度で撮影すること。特に山留完了後の浄化槽設置前後は、写真の撮り忘れのないよう注意すること。
- ③ 施工状況写真は各工種毎に撮影すること。特に隠蔽される部分は撮り忘れのないよう注意すること。

6. 安 全 対 策

- ① 工事施工にあたっては、安全対策(安全帯、ヘルメット着用等)の徹底を図り、工事を行うこと。また、入居者等への安全対策も徹底すること。(落下防止措置等)
- ② 工事看板の設置場所は、車からの視界を阻害しないように配置し、風により転倒しないように固定すること。迂回看板を設置する場合は通行者、利用者に分かるように設置すること。
- ③ 昼休み等一時的に現場を離れる際には、安全柵の設置を確実にを行い施設内での事故防止を図ること。(昼休みに於いても作業員を交代で常駐させるなど)
- ④ 工事車両進入時、また材料等搬入時は進入路及びその近辺道路に必要な誘導員を配置し、他の交通に対して留意すること。また、必要な協議等は事前に済ませておき、近隣、関係機関への周知を徹底すること。
- ⑤ 誘導員の指示は的確に行うこと。
- ⑥ 昼間の安全管理写真はもちろんのこと、夜間の安全管理写真を添付すること。
- ⑦ 安全訓練は「福岡県県土整備部工事施工管理の手引き」に準じ、施工に先立ち安全訓練等の活動計画書を提出し、計画に基づき実施月に安全訓練の活動報告書を提出すること。

7. 工 事 関 係 書 類 等

- ① 工事契約後においては、着工届、計画工程表、施工計画書、施工体制台帳等、安全訓練等の活動計画書(2部)、使用材料承認(確認)願(2部)を遅滞なく提出し、その承認を得ること。特に使用材料承認(確認)願は、本工事にて使用する材料を漏れなく記入し、カタログや仕様書等を2部共に添付の上提出すること。
- ② 提出した書類に変更、又は追加が生じたときは、直ちに変更分、追加分の書類を提出し、その承認を得ること。
- ③ その他、工事監督員から指示を受けた書類は、適宜提出すること。

8. 地 元 調 整

請負者は、工事前には周辺住民に工事概要等を周知し、作業時には、入居者はもちろんのこと、周辺住民、通行者、利用者等に十分注意して作業を行うこと。

9. 事 前 調 査

請負者は、工事に起因して建物、工作物等に被害の発生が予想される箇所の事前調査を行うこと。

10. 工 事 施 工 中 の 措 置

工事施工等において定期輸送機関、ごみ収集及び、し尿収集業者の車両通行に関して、関係者と協議をすること。

作業時間は、関係者と協議の上決定すること。

11. 建設副産物処理について

- ① 対象工事に関する建設副産物については、建設リサイクル法に基づき適切に事務処理すること。
- ② 産業廃棄物管理票（以下、マニフェスト）について、マニフェストE票のコピー（写りの悪い場合があるのでA票のコピーをつけることが望ましい）を提出すること。A票とE票は上下に並べ、A4サイズ1枚に収まるようにコピーすること。陰影が薄くマニフェストに記載の数量等が確認できない場合は、原本の提出を求める場合があるので請負者はこれに応じること。原本は照合確認後返却する。
- ③ 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行に基づき、産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備え付け（携帯）が必要である。

12. 建設発生土の搬出先

本工事の残土は、鎌田産業株式会社の建設発生土受入地に運搬するものと仮定し、受入条件は下記の通りとする。

これにより難い場合が生じたときは、別途監督職員との協議によるものとする。

- (1) 受入場所
嘉麻市大隈字百谷11番44外7筆 鎌田産業株式会社
- (2) 受入不適なもの
泥土
- (3) 受入期間
午前8時～午後5時まで
- (4) 運搬距離
受入地までの運搬距離は、L=3.1kmとする。

13. 第三者損害に対する配慮

- ① 本工事の施工にあたり、騒音、振動等その他近隣に対し配慮を行うこと。
- ② 対象工事において建築物、工作物、及び近隣の物品等に被害が生じた場合は、直ちに監督員に報告し、その指示により事後調査を行うこと。
- ③ 損害が発生した場合は、速やかに適切な対応をしなければならない。

14. 同等以上の材料等

本工事に使用する材料等は、工事設計書において表記された材料等、またはこれと同等以上のものを使用する。同等以上のものを使用する場合は、工事監督員の承認を受けるものとする。

15. 設計変更

設計変更については、発注者・請負業者の協議の上行うものとする。

16. 施工体制台帳の作成及び提出

下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず施工体制台帳を提出し、その写しを遅延なく発注者に提出すること。

17. 工事完了提出書類

下記提出書類を一括して竣工日まで提出すること。

工事写真一式（着工前・完了、施工状況）

竣工検査願、竣工図、品質管理図書（試験や温度管理などの根拠写真含む）、材料承認願（使用材料の各資料含む）、出荷証明書、保証書、機器完成図、機器取扱説明書、建設廃棄物処理計画書、マニフェスト（集計表・A/E票をA4にまとめてコピー）、土処分地計画書、残土処分確認書、安全活動計画書・報告書、段階確認、協議簿出来高管理図、品質管理図書

その他監督員が指示した資料

18. 竣工検査

- ① 竣工検査前に、監督職員による下検査を行う。下検査での指摘事項の是正確認後に本検査を行う。
- ② 下検査、本検査を受けるに当たり、必要とされる道具等を準備すること。

19. そ の 他

- ① 入居者(特に子供・高齢者)がいるため、安全管理には十分注意すること。
- ② 工事中に騒音、振動が生じるため、入居者・周辺住民からの苦情がでないよう努力、対応すること。
- ③ 入居者の車の移動が生じる場合は、周知を徹底し、入居者との打合せを密にすること。
- ④ 工事に関する手続き等、関係機関との打合せを密にすること。
- ⑤ 工事監理業者との打合せを密にすること。
- ⑥ 浄化槽設備士の資格を持っているものを配置すること。
- ⑦ 住民説明会（契約後開催予定）への出席を求める。
- ⑧ その他、不明な場合は監督員、監理業者との協議の上決定すること。

20. 監 督 職 員 嘉麻市 住宅課 建築係 永富 栄仁
TEL:0948-42-7455 FAX:0948-42-7096